

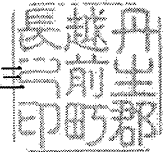
越前町告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本町の字の区域を変更したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、この届出に係る字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずるものとする。

令和2年12月17日

越前町長 内藤 俊三



次の区域を気比庄63字堂之下に編入する。

大字	字	地番
気比庄	65字 官ノ西	56の一部

次の区域を気比庄66字石畑ケに編入する。

大字	字	地番
気比庄	63字 堂之下	25の1の一部
	65字 官ノ西	2の1、3の1、4の1、4の2、5の1、6の1、7の1、8の1、9の1、9の2、10の1、11の1、38の1、38の2、56の一部、58、68
これらの区域に隣接介在する道路である公有地の一部		